

2016年(平成28年)3月14日

障害者虐待防止のために

弁護士 尾 藤 廣 喜

1 なぜ障害者虐待が問題か

(1) 全ての人に「発達する権利」がある

1946年「近江学園」の創設者 糸賀一雄

「この子らを世の光に」

(2) 日本国憲法第13条、第25条

(3) 障害者基本法

(4) 障害者権利条約

(5) 人権侵害事件の続発→先行した児童虐待防止法(2000年)、配偶者暴力防止法(DV防止法:2001年)、高齢者虐待防止法(2005年)。

そして、障害者虐待防止法(2011年6月17日成立、2012年10月1日施行)

2 障害者虐待の実態

(1) 家庭における虐待

(2) 施設における虐待

(3) 職場における虐待

(4) 学校における虐待

(5) 医療機関における虐待

3 障害者虐待防止法の目的（法第1条）

(1) 障害者本人の権利・利益の擁護→虐待者の処罰や排除を目的とするものではない

(2) 障害者の保護だけでなく、自立支援と社会参加を確保する

(3) 擁護者の支援も目的に

4 障害者虐待とは（法第2条6項～8項）

(1) 身体的虐待

ア 身体に外傷が生じる（おそれのある）暴行

イ 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

(2) 性的虐待

(3) 心理的虐待

障害者に著しい心理的外傷を与える言動

(4) ネグレクト（介護等の世話の放棄）

(5) 経済的虐待

5 障害者に対する虐待の禁止（法第3条）

6 国及び地方公共団体の責務（法第4条）

（1）連携の強化と民間団体の支援など（法第4条1項）

（2）虐待に対応する関係職員の研修（法第4条2項）

（3）通報義務や人権侵犯事件の救済制度についての啓発活動（法第4条3項）

（4）行政の不作為責任が問われる

7 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（法第15条～法第20条）

（1）施設内で虐待が発生する要因

ア 十分な職員配置ができない

イ 十分な専門的知識がない

ウ 閉ざされた生活の場である

（2）施設自体の講じるべき措置

ア 障害者福祉施設従事者等への研修の実施

イ 苦情処理体制の整備

ウ その他の措置

密室化を防ぐ

サービス評価の導入

苦情解決の「第三者委員」制度の導入

虐待防止マニュアルの作成

職員の倫理行動基準の作成

虐待のヒヤリハット事例の共有

(3) 施設内虐待の通報義務の明示 (法第16条1項)

(4) 通報者の保護 (法第16条)

ア 刑法の秘密漏示罪等の免責

イ 契約上の守秘義務と免責

ウ 内部通報者の不利益取扱いの禁止

エ 公益通報者保護法による保護

(5) 通報後の市町村、都道府県の措置 (法第17条～法第19条)

(6) 公表

【文献】

障害者虐待防止法活用ハンドブック 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編 民事法研究会

「入所者虐待」家族が録画

3人転落死の老人ホーム 職員の刑事告訴検討

入所者の男女3人(80、90歳代)が相次いで転落死した川崎市幸区の有料老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」で、別の入所者の女性(80歳代)が職員に虐待を

受けたとして、女性の家族が刑事告訴を検討していることがわかった。職員に平手打ちされるなどの姿がビデオカメラで撮影されており、ホーム運営会社は映像を事実と認めている。

映像には、食事の介助を担当する職員が女性の首を絞めたり、頭を平手打ちしたりする場面や、「うるせえはばあ」などこのしる

様子が映っている。映っていた職員は複数いたが、暴行や暴言はそれぞれ1人の時に行っていた。

女性の50歳代の長男が、職員らに見つからないようにビデオカメラを設置した。取材に対し、長男は「映像を見て、本当に驚いた。施設は全てを説明するべきだ」と話している。

ホームを運営する積和サポートシステム(東京都中央区)や川崎市によると、女性は今年春頃から6月に

訂正 訂正
2015年(平成27年)9月10日

高齢者の先進的ケアで知られる社会福祉法人「きらくえん」の35年間の活動や理念をまとめた「ひと・いのち・地域をつなぐ」が出版された。著者は、理事長で高齢者ケア分野のリーダー的存在である市川禮子さん。「最後までその人らしく暮らせる終のすみか」を目指し、特別養護老人ホームの個室化や阪神・淡路大震災後のケア付き仮設住宅を実現してきた。介護の最前線での貴重な実践記録となっている。

(村上卓百合)



ケア付き仮設住宅を配した地域をつなぐより)

NPO法人介護保険市民オンブスマン機構大阪(大阪市)は、高齢者施設で暮らすお年寄りの要望と、施設側の対応などをまとめた冊子「2013年度オンブスマン事例分析」を作成した。施設暮らしの実態と課題がよくわかる。

同法人は、施設そのの入所者の橋渡し役を目指しており、専門研修を受けたオンブスマン80人が月に2回、2人1組で大阪と京都、兵庫、奈良の特別養護老人ホームなどを訪問。入居者の声や気づいた改善点を施設に

すの押し方など改善指摘

前年度と比べ多く、対応が必要な件数は2003件少なくなったが、改善率は5割減の平均70%だった。目立ったのは、車いすに關する事例で23件増の76件。職員が人への急を同時に押しているのをオンブスマンが見かけ、事故の危険があると伝えられた例も複数あった。

車いすから立ち上がれないよう、ベルトで体を固定するなど、の身体拘束は9件と少なかったが、改善率は2割と低い。一部の施設では、人手不足などから常態化しているところもみられる。

論説

2015年8月22日

高齢者虐待の防止

開かれた施設づくりを

葛巻町の特別養護老人ホームで6月、入所者が職員から虐待を受ける傷害事件が発生。県は今日18日、県内の介護施設などに虐待防止策の徹底を促す通知を送付した。

日本は高齢化が進む一方、介護サービスを担う施設もマンパワーも追いついていない。2006年施行の高齢者虐待防止法の背景には、施設職員や家族による虐待事件が相次いだことがあった。

だが社会保障費の抑制圧力が強まる中、高齢者や介護者を取り巻く状況は厳しい。今月から一定以上の所得がある

高齢者を対象に、介護保険サービス利用時の自己負担が2割に引き上げられ、家族の介護負担増が懸念されている。事業者に支払われる介護報酬も引き下げられた。介護職員の離職率は高く、慢性的な不足が続く。家庭でも施設でも、潜在的な虐待のリスクはむしろ高まっている。

虐待した介護者の責任は重い。一義的に問われるのは介護者のモラルだ。でも、モラル頼みで虐待は減るまい。高齢者の尊厳を守ると同時に、介護者を疲弊、孤立させない取り組みも求められる。

高齢者虐待防止法は、虐待行為を身体的虐待▽介護放棄▽暴言や無視など心理的虐待▽性的虐待▽財産を勝手に

処分するなど経済的虐待―など規定。厚生労働省の13年度全国調査によると、介護施設職員による高齢者虐待は21件で過去最多となった。本県では確認されなかった。数字の背後には、膨大な介護者の苦悩がある。心労と過

「無



マンションを改届けの有料老人廊下を職員の介く高齢者（右）

背景



福祉理事長は「福祉施策に、低所得者の高齢者の住居を確保するのは重要な視点がない」と指摘し、安全と費用負担の両面で、高齢者に目配りした対策を急ぐよう求め

三者評価を活用したい。施設や事業所が提供する介護サービスなどを、公正中立な第三者機関が専門的、客観的な見地から評価し公表する仕組みだ。日頃から開かれた施設運営を心掛けることこそ、実効性ある虐待予防につながる。

虐待は、施設職員より家族親族がはるかに多い。13年度は全国1万5731件、本県は1333件だった。背景には家族の介護疲れ、徘徊など認知症特有の症状への理解不足もある。住まい、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進したい。家族が孤立しない取り組みも大きな課題だ。

「む日々だった」と振り返る。介護者を孤立させず、施設全体で権利擁護、虐待防止に取り組みしてほしい。「虐待はダメ」という掛け声に終わらず、早期発見の仕組みなど具体的な防止策が必要だ。そのため、福祉サービス第

社説

生徒殴った教諭書類送検

傷害容疑 千種の特別支援学級

名古屋市千種区の市立中学校で十月、特別支援学級を担任する五十代の男性教諭が知的障害のある男子生徒の頭を殴りけがをさせた問題で、愛知県警が今月中旬、傷害の疑いで教諭を書類送検していたことが、捜査関係者への取材で分かった。

教諭は自宅療養を理由に、十一月九日から長期の休みを取っている。保護者によると、男子生徒は重い知的障害があり、自分が受けた被害を、言葉で説明するのが難しい。殴られたとみられる当日、帰られた生徒の頭が腫れていた。

障害者虐待

障害者への虐待が疑われる場合、それに気づいた人は市町村の窓口へ通報する義務がある。被害にあっても自ら声を上げられない人を救うため、障害者虐待防止法で定められている。ところが、同法に従って通報した職員が施設側から名誉毀損で損害賠償を求められる例が、鹿児島市とさいたま市で相次いだ。

通報者を守る仕組みを

これがまかり通ったら職員は萎縮して通報できなくなり、同法は骨抜きにされる。国は通報者を守る仕組みを早急に打ち立てるべきだ。鹿児島市の施設で勤務していた元職員は、女性障害者から「幹部職員にバインターで頭をたたかれた」と聞いた。他の障害者に対する虐待の目撃証言が別の関係者からもあったため市へ通報した。施設側は「事実無根の中傷で名誉を毀損された」と

を請求する通知を送った。施設内虐待は通報件数に対する虐待認定率が14%で、家庭内虐待や職場内虐待の約40%と比べて著しく低い。密室化した施設では物証や目撃証言が得にくく、施設側が否定すると事実確認が難しいためだ。市町村の力不足や消極的な姿勢も指摘される。そのため、国による自治体職員研修では、警察庁科捜査研究所の専門家や弁護士などを講師

して110万円の損害賠償を求めて元職員を提訴した。さいたま市の施設では、上司の職員が撮影した障害者の裸の写真を無料通信アプリで送られた元女性職員が市に通報した。市は施設へ監査に入り、虐待を認定して改善勧告を出した。ところが、施設側は元女性職員に対してテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」として67.2万円の損害賠償

に、施設内虐待の調査スキルの向上に重点を置くようになった。内部告発する労働者を守るための公益通報者保護法は、通報内容を真実と信じる上で過失がないことを告発者に要求しているが、障害者虐待防止法は「虐待を受けたと思われただけで発見者に通報義務を課している。多くの虐待被害が潜在化しているため、通報者のハードルを低くして、少しでも疑いのある例を表に出すことが必要だからだ。

後、多くの施設では虐待防止委員会などを設置し、予防や再発防止に取り組んでいる。通報者に対する賠償請求は同法の理念を踏みにじり、まじめに取り組んでいる他の施設の努力に泥を塗るような行為だ。もともと同法は通報した人が解雇などの不利な扱いを受けないよう規定している。国や自治体は施設側の行為が「口止め」「報復」と判断された場合は重い制裁を科すなど厳しく対処すべきだ。

2015年(平成27年)12月25日

毎日

2015年(平成27年)12月30日

戦争は人を狂気へと駆り立てる。日本やドイツは先の大戦で「強い国」を旗印に、弱者を切り捨てた。目を背けたくなる過去を直視しなければ、同じ過ちを繰り返すかもしれない。二つの国で障害者が犠牲になった歴史に向き合う人々の話から、戦争の本当の怖さを思い知る。(沢田千秋)

日本障害者協議会代表の藤井克徳さん(左)は昨夏、ドイツを訪れた。

「T4作戦」は遠い過去の遠い国の話とは思えない。今の日本と重ねながら、ドイツで起きた戦争の矛盾を自分で確かめたかった。

ヒトラーは、ユダヤ人虐殺にみられる「民族浄化思想」とともに、強い「優生思想」を持っていた。ナチスは一九三三年、いわゆる「劣等遺伝子予防法」を制定した。精神・身体障害、てんかん患者ら約三十万人

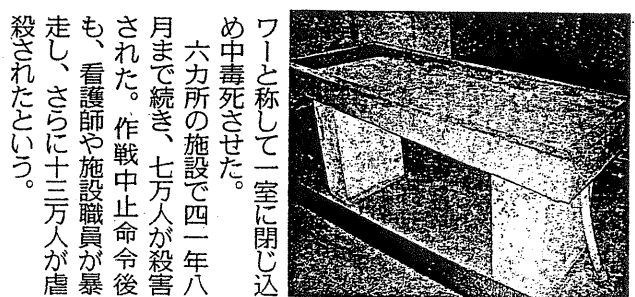
戦時下 障害者切り捨て

ナチス



ドイツ・ハダマーのT4作戦施設跡で、障害者を殺害したガス室と焼骨場を結ぶ通路を示す藤井克徳さん(左)が殺害された障害者を解剖した台(いずれも藤井さん提供)

に不妊措置を取らせた。それが、障害者「安楽死」にエスカレート。三十九年、中央本部の所在地にちなみ、T4作戦と名付けられ、四〇年一月から始まった。ドイツ人ジャーナリスト、フランツ・ルツィウス著の「灰色のバスがやってきた」で詳細に描かれている。ベッドに横たわる精神障



ワーと称して一室に閉じ込め中毒死させた。

六カ所の施設で四一年八月まで続き、七万人が殺害された。作戦中止命令後も、看護師や施設職員が暴走し、さらに十三万人が虐殺されたという。

フランクフルトの北約八十キロのハダマーに残るT4作戦施設跡。全盲の藤井さんは、七十五年前に障害者がたどった死への道程を自らの足で歩いた。

「障害者や病人を積んだ灰色のバスが車庫に入ると扉が開く。一つしかない出口を進むと脱衣所があり、服を脱いで診察を受ける。医師は、心臓まひや脳

20万人を虐殺

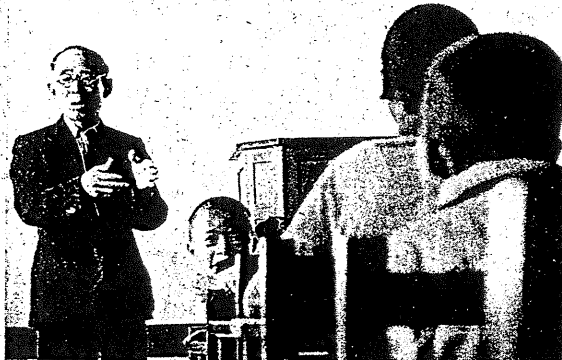
「弱者締め出す社会 弱くもろい」

車いすの人が階段にさしかかると、周囲の四人ほどが集まり、上まで担ぎ上げた。全盲の人が横断歩道を渡る際、見知らぬ誰かが、自然に手を取っていた。三十年前、ワーキングホリデーで暮らしたオーストラリアでの光景だ。建物や道路で段差をなくすのも必要だが本当に大切なのは、人のバリアフリーだ。(文)

出血など六十種類の死因から適当に選び、カルテに記入したという。続いて、階段を七段上がると十二平方分の部屋に五十人が入れられ扉が開く。医師は小窓から中を見ながらガス栓をひねる。十分間で死に至り、二十分間放置して、今度は扉を開く。職員が死体の脇の下に手を入れ、滑りやすく加工した床の上をひきずり、焼き場へ運んだ。追体験を終えた藤井さんは言う。「高さ一メートルの壁面に残るガス管の穴の感触が忘れられない。T4作戦はユダヤ人虐殺前夜の壮大な殺りく実験だった。しかし、ユダヤ人虐殺に比べ、長らく目が向けられなかった。惨劇の闇の深さを物語つていよう」。

東京都の離島、大島の知的障害者施設「藤倉学園」は一九一九年、故・川田貞治郎氏が篤志家の出資を基に設立した。温暖な気候のもと、入所者はのびのび学び、自給自足で暮らしていた。しかし、太平洋戦争中の四四年、日本軍は大島の要塞化を計画し、校舎の明け渡しを命じた。関東各県の知事に受け入れを直訴したが、拒否された。見つかったのは山梨県の清里高原でキリスト教団が建てた寮。川田氏は現在の価値で数千万円を捻出し、同年八月、入所者約三十人と移り住んだ。待っていたのは、大島と対照的な厳しい寒さと飢えだった。つらさを解かして水を確保した。風呂は週に一度。みな、大島のサツマイモを懐かしがり、「フーフー」と冷ましながら食べるマネを繰り返した。四四年十二月、最初の死者が出た。四五年九月までに入所者十人が死亡。いずれも衰弱死だった。清里で暮らす酒井治孝さん(左)は、高台の寮から、遺体を載せて下りてくる牛車と火葬の様子を覚えている。「墓地の隅で焼いた骨を近くの土に埋めていた。昔はマイナス二十五度まで下がり、みそやししょうゆも凍った。木の板を並べただけ

日本 施設から追い出し



藤倉学園の創設者川田貞治郎氏(藤倉学園提供)



長野県の上山田ホテルに疎開した光明学校の子供たち(松本昌介さん提供)

軍強要、移転先で衰弱死

の夏向き仕様の寮は、さぞ寒かっただろう。

藤倉学園の歴史を研究する聖徳大の高野聡子准教授(心身障害学)は「結果として、十人が亡くなってしまったけれど、川田氏らは入所者たちが少しでも楽しめるように、できる限り努力していた」と話す。

国内で唯一、体が不自由な子供のための学校だった都立光明学校(世田谷区)も戦争で取り残された。国民学校は学童疎開を進めたが、光明学校の子供たちは

校舎で寝泊まりを続けた。空襲の激化で、校長だった故松本保平氏が訪ね歩き、長野県の上山田ホテルで受け入れてもらえることに。四五年五月、小中学生六十人と疎開した。十日後、校舎は空襲で焼失した。

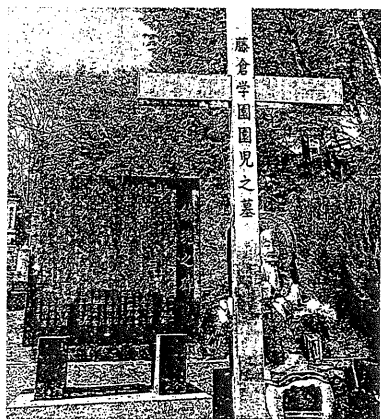
戦後、光明学校の教員を務めた松本昌介さん(左)は当時の記録を丹念に調べた。「障害がある子たちは、戦力にならず、何もしないで食べるだけの『くつぶし』と言われ、真っ先に見捨てられた。食事のたびに、子供たちは後ろめた

差別の連鎖 ここから

「強い国」を目指した揚げ句、敗北した。前出の藤井さんは「一部の構成員を締め出す社会は弱くもろい」と国連が以前に明示したことを挙げて語る。「障害者を消せば、次に弱い立場の高齢者や病人、女性らという弱者探しの連鎖が始まる。際限なき弱者差別の入り口が障害者。人類の倫理を問う問題で、社会のあり方に直結する」

では、真に「強い国」とはどんな国なのか。光明学校の児童として上山田ホテルに疎開した今西美奈子さん(左)は大阪府枚方市での話が物語る。「疎開前は登下校時に石を投げられたり、汽車の中で『この非常時にそんな体でウロウロするな』と怒鳴られた。でも、ホテルでは私たちの松葉づえや義肢、義足で量や壁が傷ついても怒られなかった。歩行訓練で千曲川まで行くと、村の人が食べられる野草を教えしてくれた。冬は寒かったけど、春には桜やあんずが一斉に咲いた。疎開が長引いた時、オナーは『わしが生きているうちは子供たちを守る』と言っていたと、大人になって知った」

焼けた光明学校の再建は後回しにされた。ホテルは四九年春まで、子供たちを受け入れ続けた。

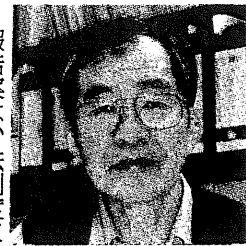


地元の人々が大切に守る藤倉学園の犠牲者の碑(山梨県北杜市で)

日本政府は2014年1月、障害者権利条約を批准しました。2月には、国連・障害者権利委員会に1回目の締約国報告を提出しなければなりません。昨年9月、外務省が作成した報告案をどうするか、日本障害者協議会理事で日本社会事業大学の佐藤久夫特任教授に聞きました。

日本障害者協議会理事
日本社会事業大学特任教授

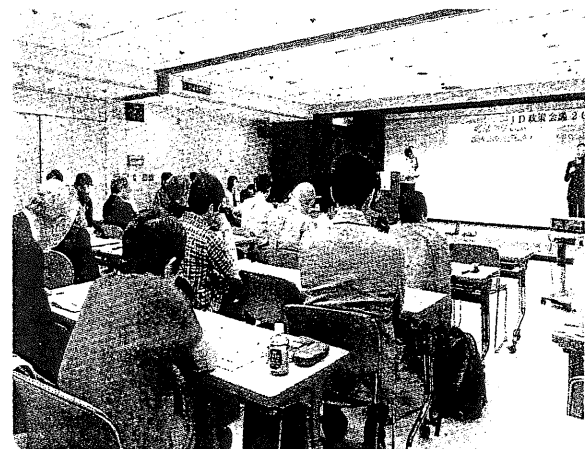
佐藤久夫さんに聞く



同条約は、障害者が障害のない市民と同じように暮らす権利があるとするものです。締約国は、その実現のために必要な措置を取る義務があります。そして、義務の履行状況と、それにより障害者の生活がどう改善されたのかの報告が締約国に求められます。外務省は「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告(案)」を取りまとめ、昨年9月、内閣府の障害者政策委員会に紹介しました。

障害者権利条約「政府報告案」

生活実態ほとんど示さず



障害者権利条約の民間報告について議論する日本障害者協議会政策会議の参加者=2015年5月、東京都新宿区

わらず示していないの... 条約に照らした実態を把握するためのデータが圧倒的に不足していることが問題です。外務省が作成したものは「政府報告」という名称ですが、条約が元にあるデータです。報告に求めるのは、「締約国に急な補充が求められま... 外務省の担当者は政策委員会への説明の中で、「問題点を正直に自己申告することは望ましいだろうが、国連の委員は一般的に、それ以上に問題があるはずだ」と考える」といった趣旨の発言を... 報告案の作成過程で、障害者や関係団体... 民間報告の有効... 政府報告とは別に、障害者団体は国連に、民間報告(パレルリポート)を提出することができ... 障害者権利委員会は、政府から独立した機関の情報重視します。民間報告では、政府報告が触れない、実態が分かるデータの提出が求められます。障害者団体による政府への要望内容や、それに対する政府の対応などの紹介も有効です。

赤旗 2016年1月12日

知的障害者の特性知ろう

自分の意思を伝えることが難しい知的障害者らが不審者に間違われるなどのトラブルを防ぐため、行動の特性を警察官や地域住民に理解してもらう活動が全国で広がっている。障害があっても暮らしやすい社会のあり方が模索されている。

視界の狭さを体験

半分は切った1・5センチのペットボトルの切り口から直径約2・5センチの注ぎ口をのぞく。「これが自閉症の人から見える視界のイメージです」宇都宮市で先月25日に開かれた障害者の権利擁護セミナーで、参加者が知的障害や発達障害を持つ人の感覚を疑似体験する講座があった。実施したのは、兵庫県たつの市の市民団体「びーす&ピース」代表の矢野一隆さん(53)は「自閉症の人は、興味のあるものに意識が集中し周りが見えなくなる」と説明する。「例えば他人の持ち物に興味を持って触ろうとするかもしれない。嫌な顔をされても見えない場合がある。そんな時は落ち着いた口調で本人に『やめてください』と伝えたり、その場から離れたりするなどの対応をとって」と呼びかける。

理解ある対応求め

厚生労働省によると、障害者が地域で生活する拠点となるグループホーム(GH)の利用者数は、06年度末の3万7499人から14年度末には約3倍の9万6012人に増えた。一方「なんとなく怖い」

知的障害などを持つ人の障害特性

- (全国手をつなぐ育成会連合会のパンフレットより)
・特定のものに強い関心を持ったり、同じ行動を繰り返したりする人がいる
・特定の物や音、人からの接触に対して過敏に反応する人がいる
・何を聞かれても「はい」と答える人がいる

「治安が悪くなる」といった偏見は根強い。自分の意思を明確に伝えられなかったり、自分のことだけに沿って行動したりする知的障害者は、不審者として通報されて警察に保護されるケースも多い。佐賀県では07年、自転車で原付バイクに衝突した知的障害者を持つ安永健太さん(当時25歳)が、駆けつけた警察官5人に取り押さえられた際に意識を失い、急死した。遺族は、安永さんが当時パニック状態で、知的障害への理解

顔見える関係築く

取り組みには課題も多い。知的障害などを持つ人はそれぞれに苦手な行為やこだわりがあり、対応の仕方にもよって異なる。犯罪や迷惑行為を犯そうという意思はなく、支払いをせずに店の商品を持ち出してしまったり、気になる人を追いかけてしまったりすることもある。パンフ作製に携わった同連合会権利擁護センターの松井美弥子委員長(69)は「地域で生きていくため、周囲がやってよいこと悪いことを当事者に伝えていく努力も必要」と指摘する。「地域の人や、障害者を不審者として遠巻きにするのではなく、必要に応じて支援機関に『ここでこんなことをしていた人がいた』と情報を伝えれば、ルールを教えるきっかけにもなる。お互いの顔が見える関係を築いていきたい」【塩田彩/写真も】

虐待通報職員を提訴

障害者施設が損害請求

埼玉と鹿児島

障害者の通所施設で虐待の疑いに気づき自治体に内部告発した職員が、施設側から名誉毀損（きそん）などを理由に損害賠償を求められるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていることが22日、分かった。

「防止法の理念無視」法曹関係者

障害者虐待防止法では、虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。通報したことで解雇など不利益な扱いを受けないことも定めており、施設側の対応に法曹関係者から「法の理念を無視する行為。職員が萎縮して、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

3月に市へ通報。市は施設へ監査に入った。女性が自主退職した後の6月、虐待を認定、改善勧告を出した。施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。「外部からの業務委託の予定を取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性も争う構えで、裁判に発展する可能性もある。

鹿児島市の就労支援施設の男性元職員(48)は、6月に運営会社から鹿児島簡裁に損害賠償請求を通知する内容

が別の関係者からもあったため、2月に市へ通報した。施設側は虐待を否定。事実無根の中傷で名誉を毀損された」として110

罰則なし 訴訟は想定外 知的障害標的に

法律に従って虐待の疑いを通報したのに、なぜ賠償を求めらるのか。障害者虐待防止法には、通報した施設職員に対する不利な扱いを禁じる規定はないが、罰則はない。通報者への賠償請求を想定していない上、訴訟を起す権利までは制限で

万円の損害賠償を求めている。市は虐待の認定に至っていないが、担当者は「男性がうそをついているとは考えていない。虐待防止法の趣旨からすると、提訴はあべきことではない」としている。

組む佐藤彰一・国学院大学教授(民事訴訟法)の話。障害者虐待防止法が定める通報義務は、結果として虐待があったか否かには問題にしない。意図的に捏造(ねつぞう)して通報したケースを除けば、事実と異なるとして職員を訴えるのは不当で、違法行為に当たると可能性がある。施設側は通報しようとする人たちが萎縮(しぼむ)させてはならない。

事業者に制裁検討も 公益通報に詳しい光前幸一弁護士の話。内部告発の一般法である「公益通報者保護法」は対象事実を限定し、通報内容を真実と信じるうえで過失がないことを告発者に要求している。通報義務も定めていない。それに比べ、障害者虐待防止法では「虐待を受けたと思われる障害者を発見した者」に通報義務があり、この違いを十分に考慮する必要がある。訴訟を規制することはできないが、報復的な訴訟だったと後で分かった場合には、高額賠償を事業者に科すといった制裁を設けるよう検討すべきだ。

社説

2015・12・2

容証明郵便を受け取った。女性は上司の男性職員が知的障害のある男性利用者2人の裸の写真を撮影し、無料通信アプリで送ってきたり、職場の共用パソコンに保存したりしていたため

に提訴された。男性は同社で働いていた昨春秋、女性利用者から幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と聞いた。半信半疑だったが、他の利用者に対する虐待の目撃証言

「報復」

きない。このため、現状では「報復」として通報者が訴えられるリスクは否定できない。同法は2011年に成立、12年に施行された新しい法律。厚生労働省によると、通報者が訴えられたのは初めてではないか

自治体の調査には限界があり、裏付けが難しかったため、虐待が認定されなかったことを理由に通報者を訴える裁判が今後、増加に続く恐れもある。虐待被害者の内訳では、知的障害が最も多く、証言能力に欠

障害者施設での虐待を通報したら、施設側から損害賠償を求められる事態が相次いでいる。良識に対する「報復措置」とすれば許されない。謙虚に省みる姿勢を欠く施設は社会的信用を失うだけだ。

障害者の虐待

誰であれ虐待されたらと疑われる障害者を見つけたら、自治体に通報せねばならない。障害者虐待防止法で定められた義務である。高齢者や子どもへの虐待を防ぐ法律とほぼ同じ仕組みになっている。

通報には誠実な姿勢で

誰であれ虐待されたらと疑われる障害者を見つけたら、自治体に通報せねばならない。障害者虐待防止法で定められた義務である。高齢者や子どもへの虐待を防ぐ法律とほぼ同じ仕組みになっている。

鹿児島市の施設では、当時職員だった男性が「幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と利用者から聞き、市に通報した。市は虐待の認定には至らなかった。

穴埋めを要求されるのでは、障害者を守るための機運はなえてしまふ。法の理念にもとる行為だ。厚生労働省の二〇一三年度の調査結果では、施設や家庭、職場での虐待疑いの通報は七千百件余りに上ったが、事実と認められたのは三割強にとどまった。

2015年(平成27年)12月2日